

外国PEPs（外国の重要な地位にある方）とは、以下に該当する方です。

(1) 現在、外国において以下の重要な地位のいずれかにある方

- A. 国家元首
- B. 日本における内閣総理大臣、国務大臣（外務大臣・法務大臣等）、副大臣に相当する職
- C. 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長に相当する職
- D. 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- E. 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職
- F. 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、航空幕僚副長に相当する職
- G. 中央銀行の役員
- H. 予算について国会の議決を経るか、承認を受けなければならない法人（国営企業等）の役員

(2) 過去に上記(1) A～Hのいずれかの地位にあった方

(3) 上記(1) A～H、(2)のいずれかに該当する方の配偶者（配偶者には事実婚を含みます）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母、配偶者の子